

令和5年5月5日

ご利用者各位

愛川ふれあいの村 所長
林田 昌明

令和5年5月8日以降の愛川ふれあいの村の対応について

令和5年5月8日付けで、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類に移行することに伴い、同日以降の当村の対応については下記のとおりとします。

1 新型コロナウイルス感染症関連ガイドラインの廃止

- ①新型コロナウイルス感染防止に対応した受入マニュアル
- ②新型コロナウイルス感染防止対策における施設利用のお願い【同意書】
- ③新型コロナウイルス感染疑義者発生対応マニュアル（利用者用）
- ④新型コロナウイルス感染予防のための食堂の対応について

2 上記ガイドライン廃止に伴う措置

- ①入村時の検温結果の、宿泊・日帰り名簿への記入は不要とします。
- ②施設利用の同意書の提出も不要とします。

3 以下の措置は、一般的な感染症等予防のため、継続とします。

- ①換気・3密回避
- ②手指消毒用アルコールの設置
- ③管理棟入口の検温装置の設置

4 その他

①マスク着用について

個人の判断によることを基本としますが、リスクを避けるためのマスク着用や咳エチケットの推奨は継続とします。

②アクリル板・ビニールシート等について

管理棟受付のアクリル板・ビニールシート等については継続設置としますが、食堂内のアクリル板については撤去いたします。ただし、アクリル板の使用を希望される団体等へは貸出しを行います。

③施設内の消毒について

宿泊棟、共用スペース等の消毒は行いません。ただし、野外炊事用具については、利用団体で消毒を行えるよう、アルコールスプレーを配置します。

④体調不良者の施設利用について

新型コロナウイルス感染症陽性者については、感染リスクを考慮し、発症後5日間かつ症状快方から1日が経過するまでは外出を控え、やむを得ず外出する場合はマスク着用等を徹底することが推奨されております。その他の体調不良者についても、無理をすることなく、体調を整えたうえでの施設利用をお願いいたします。

5 職員の対応等

①出勤時の検温チェックを継続します。

②受付業務、野外炊事指導等においては、マスク着用を原則とします。

③コロナへの罹患が疑われる職員については、自宅休養させるとともに、検査キットでのセルフチェックを実施します。検査キットでコロナ陽性が判明した場合は、感染リスクを考慮し、発症後5日間かつ症状快方から1日が経過するまでは出勤停止とします。